

法人ニュース 仙南 第40号

発行者 社団法人仙南法人会 白石市中町 11 井丸ビル 6 F

平成 25 年 1 月号

発行人 渡邊大助 編集 広報・事業委員会 TEL 0224-24-5372

<http://www.sennanho.or.jp>



H24.5.31 丸森大橋開通

主な内容

会長挨拶・表彰関係ほか	2
年頭のあいさつ (大河原税務署長)	3
法人会は提言する	4
事業報告 1 - 企業支援事業 -	5
事業報告 2 - 社会貢献事業 -	7
事業報告 3 - 税務等研修会 -	10
国税だより	11
宮城県からのお知らせ	13



法人会キャラクター けんた



新年のご挨拶

会長 渡邊 大助
(仙南信用金庫理事長)

新年明けましておめでとうございませう。会員の皆様には、お健やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃は、当会の事業運営にご協力、ご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

新年にあたり一言ご挨拶申し上げます。昨年は年末に3年半ぶりの衆院選が実施され、史上最多の政党が入り乱れた選挙戦でしたが、自民党が政権奪還を果たしました。しかしながら、東日本大震災がもたらした福島第一原発事故に端を発した原発問題、エネルギー政策、環太平洋連携協定(TPP)問題、経済対策など問題が山積しており、今後の政局にも目が離せない状況下にあります。震災からの復興も未だ道半ばであり、本格的な復興が進捗し、安全で健康な生活が確保され、社会生活・経済活動が平常の姿に戻ることを願っております。

さて、私たちは、公益法人として30余年にわたり、「税」に係る事業を中心に活動してきました。新公益法人制度移行にあたってはその歴史を継承し、国家・社会に貢献する公益法人でありたいとの思いから全法連

の指導のもと、各単位会が認定申請を行ってきており、当会も昨年十月二十六日に公益法人移行申請書を提出しました。現在、宮城県公益法人認定審査会において審査中であると聞いております。今年度中に同審査会において答申あるいは認可されますと本年四月一日以降、公益社団法人仙南法人会としてスタートすることになります。

今年の定時総会時には公益社団法人としての議案提出ということとなります。会員の皆様方のご協力方よろしくお願いいたします。

公益社団法人に移行後は、従来から実施している小学生を対象とした租税教室や、世界の子供たちへのワクチン提供のためのエコキヤップ回収活動、並びに各地域と協賛による社会貢献活動などを一層充実させていく必要があります。また、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた法人会の支援のため、昨年度に引き続き、会員一人一人に「募金活動」による協力をお願いしたり、使用電力削減(15%)を目指す「いちごプロジェクト」などの公益事業にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。公益社団法人

人移行後の必須要件でもあるホームページリニューアルや会報等広報紙の充実など広報活動にも一層力をいれ非会員の方々にも広く法人会活動をアピールしていきたいと思っております。

法人会は、全国100万企業の会員が、全国442の法人会組織に拠って統一的かつ地域に密着した活動を展開しています。国の根幹と言える「税」に関わる活動はもとより、その組織力を活かして地域社会へ貢献することは法人会の変わらぬ目的であります。私たちは全国の法人会とともに一層社会への貢献に努めて参りますのでよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、法人会の喫緊の課題の一つに会員減少問題があります。公益社団法人移行後の必須の要件でもある財政基盤の確立も重要な課題であります。今後とも広く法人会活動をアピールし会員増強に繋げて参りたいと考えております。つきましては、会員の皆様には当会の事業運営に積極的に参画されるとともに、非会員の方々には是非法人会への加入勧奨をしていただくようお願い申し上げます。

本年が会員の皆様にとりまして本年に良き年でありますこと、また皆様の益々のご健勝を心より祈念申し上げます。ご挨拶いたします。

二氏が表彰の荣誉に輝く

平成二十四年度大河原税務署長表彰式は十一月十二日に大河原町「ラフ・さくら」において、東北六県法人会連合会長表彰は十一月八日仙台市「江陽グランドホテル」においてそれぞれ挙行され、当法人会から次の方が表彰されました。受賞された方々は申告納税制度の普及発展と永年にわたる法人会活動の功績が評価されたものです。(肩書きは現役職・敬称略)

◇大河原税務署長表彰

副会長 佐藤 義信(蔵王)

◇東北六県法人会連合会会長賞
副会長 春日部泰昭(丸森)



謹賀新年

会長

渡邊 大助(白石)

仙南信用金庫

副会長

村上 睦 夫(白石)

(株)朝文堂

庄司 清一(角田)

(有)角田防災

大沼 毅彦(柴田)

(株)サカモト

八重樫 義 男(大河原)

(株)八重樫工務店

佐藤 義 信(蔵王)

丸山(株)

春日部 泰 昭(丸森)

(株)春日部組

鈴木 正 司(川崎)

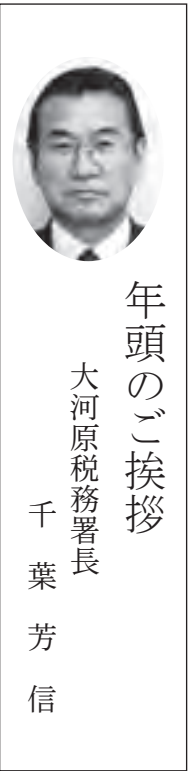
(有)鈴木設備工業所

大沼 克 巳(村田)

オオノマ(株)

永井 政 雄(七ヶ宿)

新誠木材(株)



平成二十五年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

社団法人仙南法人会並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご支援を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

仙南法人会におかれましては、決算説明会・新設法人説明会等の各種研修会の開催やe-Tax(国税電子申告・納税システム)の普及・推進、租税教室への講師派遣など、『税知識の普及』に積極的に取り組むことにより、社会の健全な発展に寄与する事業を展開されております。

これもひとえに渡邊会長をはじめ歴代役員の方々の長年のご尽力と会員の皆様の熱意とご努力の成果であり、そのご苦労とご功績に対しまして、深く敬意を表する次第です。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、人口減少と高齢化の同時進行やグローバル化

の急速な進展といった社会・経済情勢の変化に伴う調査・徴収事案の複雑・高度化という厳しい状況にあります。

このような状況下にあつて、申告納税制度を支える『適正かつ公平な課税と徴収の実現』に向けて、私どもの使命を著実に果たしていくためには、限られた人的・物的資源を効率的に、最大限に活用するとともに、納税者の皆様からの税務行政に対する理解と信頼を得ていくことが、何よりも重要であると考えています。

また、平成二十三年度の法制改正において国税通則法が改正され、納税環境整備の一環として税務調査手続の法定化などの措置が行われました。

この改正は、『税務調査手続の透明性及び納税者の予見可能性の確保、課税庁の説明責任の強化』といった観点から行われたものであり、税務調査手続について現行の運用上の取扱いが明確化されるとともに、不利益処分等に対する

理由付記の実施といった措置が図られており、本年一月から施行されています。さらには、平成二十六年一月から、記帳義務・記録保存義務の対象者が全ての事業者に拡大されることとなっております。

税務署としましても、改正の趣旨に即した適正な税務調査の実施に努めるとともに、円滑な施行に取り組んでまいります。

e-Taxにつきましては、納税者の利便の向上や事務の効率化に繋がるものであることから、『業務プロセス改善計画』に基づき、一層の普及と定着に向けた様々な施策に取り組んでいくところであります。

仙南法人会の役員及び会員の皆様方には、e-Taxの普及・拡大につきまして、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、社団法人仙南法人会の一層のご発展と本年が会員皆様方にとってますますご繁栄、ご多幸の年となりますようお祈り申し上げます。

年頭のご挨拶といたします。

年頭のご挨拶といたします。

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

電子申告で効率UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のために、e-Taxの普及を支援しています。

税理士記念日 無料相談会

税理士法に基づき、社会奉仕活動の一環として、小規模な事業者のために東北税理士会大河原支部主催による相談会を開催します。

◆日時	2月23日(土) 10時~15時
◆場所	各税理士事務所(※相談希望の方は前日までに事務局までご連絡下さい。)
◆内容	所得税及び消費税等の確定申告相談・作成指導
◆主催	東北税理士会大河原支部
◆事務局	税理士法人 原田会計事務所 TEL 0224-52-0066

税理士会による無料相談所とは

わが国では、納税者自身が自分の所得や税額を計算して納付する「自主申告納税制度」を採用しております。税理士は、このような制度の中で納税者が常に正しく申告し、納税できるように、独立した公正な立場で依頼者の相談に応じたり、申告書類の作成や税務代理などを目的とする職業専門家であります。

平成25年度 税制改正へ 法人会は提言する

法人会は設立以来一貫して、公益団体としての使命として、戦後の民主的な税制の定着と普及を図るための活動を愚直に努めてきました。

その一方で、毎年、公正・公平・中立・簡素という課税原則の実現を求めて税制改正への要望を取りまとめ、オピニオン活動の歴史を綴ってきました。

この度、全国の法人会の総意を得て、平成25年度税制改正に望む私たちの税制

提言をまとめ、政府・国会はじめ関係省庁への提言活動を展開し始めました。

今回の税制改正提言では、暫時決められない政治と揶揄される状況が続く中で与野党3党合意により成立した「社会保障と税の一体改革」関連法に関する内容を中心テーマとして取り上げて、法人会の主張を取りまとめました。

一体改革そのものは、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立を目

指し、我が国の将来を制約する国家課題を克服するためのものであり、法人会は一定の評価をしつつも、重要なのはこれからであることと強く主張しました。

それは取りも直さず、先進国に類を見ないスピードで進展する少子高齢化を背景にした社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大には歯止めを講じるものとはなつたものの、社会保障面では依然としてバラマキ色が払底されておらず、今後創設される「社会保障制度改革国民会議」において、「給付の重点化・効率化」の議論を通じて、「給付」と「負担」のバランスを確立するように法人会は求めています。

この意味では、改革はまだ一里塚に過ぎないと法人会は断じました。

また、この一体改革に際しては、消費税率を8%・10%と2段階で引き上げられることになりましたが、国民に痛みを求める措置で

あることには変わりはないものであり、政府・地方、さらに立法府はこのことに強く意を致し、自らの身を削る歳出削減と痛みを分かちつ努力をせよと強く求めました。

そうした中、政府は「消費税の増収分は年金・医療など全て社会保障として国民に還元される」とコメントしているものの、先のと野党3党合意文書には「成長戦略等の分野への施策を検討する」と明記する一方で、来年度予算編成では公共事業への歳出圧力が高まっていることなどに深い憂慮を示しました。

このようなことをまた放置すれば、歳入不足イコールまた消費税の悪循環は絶ち難く、まさに聖域なき歳出削減を強く求めました。

とりわけ、「まず隗より始めよ」として、国・地方における議員定数と歳費の削減、公務員の人員と人件費の削減、事業仕分け等による特別会計と独法のムダ

の削減を断行を訴えました。その消費増税に際して課題となつている低所得者対策として挙げられている「複数税率（軽減税率）」については、事業者の事務負担や税制の簡素化などの立場から「単一税率」とするよう求めました。

また提言では、長引くデフレと原発事故による電力供給不安、さらには欧州債務危機問題による世界経済の低迷が、地域経済と雇用の担い手である中小企業にも悪影響を及ぼしていることを指摘したうえで、消費税増税では円滑な価格転嫁に実効ある措置を講ずるよう求めるとともに、法人税率の引き下げ、円滑な事業承継が図られる税制の確立を強く提言しました。

法人会は、責任ある態度で税制への提言を行っていきます。ぜひ法人会の税制提言に対し、多くの中小企業、

そして良識ある国民皆様のご理解とご支援を心から願うものであります。



白石市長
白石市議会議長への
税制改正要望陳情
日時：平成24年11月29日
社団法人仙南法人会
税制委員長 佐藤 義信

事業報告 1

企業支援事業

(各種講演会)

一、移動講演会

日時 24年11月15日～16日
 遠刈田温泉 ホテルさんさ亭
 講師 AIU保険会社リスク
 コンサルタント
 田中 庄二氏

「今こそ求められる中小企業
 のための労働災害対策」
 参加者37名

二、青年部全体交流会

日時 24年12月2日～3日
 遠刈田温泉 旅館三治郎
 講師 特定社会保険労務士
 星 孝夫氏

「解雇・退職をめぐる
 法的問題と就業規則」
 参加者14名(青年部会主催)

三、視察研修を終えて

四、簿記講座(白石支部)

日時 24年10月6・13・20日
 講師 東北税理士会大河原支部
 川田 正宣税理士

五、ホームページ作成講習会

(角田支部)
 日時 24年11月20日、
 24年11月21日
 講師 PALORA代表
 志水 麻木氏
 参加者 延べ16名

六、税務研修会(七ヶ宿支部)

日時 24年10月12日
 24年11月22日
 講師 七ヶ宿商工会経営指導員
 沖田 勇氏
 参加者 延べ23名

七、平成24年度 第二回 高齢者雇用促進セミナー

日時 平成24年10月29日
 場所 白石商工会議所会議室
 (白石市)
 講師 特定社会保険労務士
 星 孝夫氏
 参加者 5名

日時 平成24年11月2日
 場所 ウェディングパーク
 桜フローラ(大河原町)
 講師 特定社会保険労務士
 星 孝夫氏
 参加者 8名



24.11.15 移動講演会

「北朝鮮のミサイル発射問題、
 竹島問題・尖閣諸島問題など
 最近生じている外交問題を中
 心とした日本政府の対応の仕
 方について」、「極東アジアに
 おける中国・韓国・北朝鮮問
 題及びシリア等中東アジア情
 勢の不透明さなど最近の日本
 を取り巻く状況の厳しさは有
 史以来なのである。」や「日

(時局講演会)

12月13日

於：ホワイトキューブ

(コンサートホール)

演題「この国の行方」

日本の在るべき姿

講師 ジャーナリスト

櫻井よしこ氏

参加者 約600名

仙南ひまわり会講演会(仙

南信用金庫・仙南ひまわり会

主催・仙南法人会ほか共催)

「今、わが国に起きつつ変

化を一言で言えば同盟国であ

る米国との同盟関係がギク

シャクしており、米国の力の

減退から、我が国に降りかか

る火の粉の大半は隣国中国を

起点に生じている。中国共産

党の掲げる価値観と戦略こ

そ、日本周辺、そして、国際

社会で起きているおおよそあ

ゆる問題の根源だといってよ

い。従って、まず日本が対峙

すべきは中国であり、中華的

価値観である。」から始まり

「北朝鮮のミサイル発射問題、

竹島問題・尖閣諸島問題など

最近生じている外交問題を中

心とした日本政府の対応の仕

方について」、「極東アジアに

おける中国・韓国・北朝鮮問

題及びシリア等中東アジア情

勢の不透明さなど最近の日本

を取り巻く状況の厳しさは有

史以来なのである。」や「日



24.12.3 青年部会全体交流会



仙南ひまわり会講演会

本國憲法改正問題、明治政府
 が掲げた五箇条のご誓文の内
 容」及び「日本人として、世
 界における日本がおかれた厳
 しい現状を自覚することが必
 要である。」など集まった約
 600名の聴衆に約90分に
 わたり熱く語りかけ、講演会
 は好評裡に終了した。



角田支部 ホームページ作成講習会



第2回高齢者雇用促進セミナー

当会白石支部主催
簿記入門講座開催

去る十一月六日・十三日・二十日(火)に当会白石支部主催(四電 均支部長)による「簿記入門講座」が開講された。

この講座は当会が公益法人化を目指す中で会員・非会員を問わず自由に参加できる事業を展開する一環として当会白石支部が初めて実施したものである。

今回、経理担当者はもとより主婦・学生・簿記初学者の方でも受講できる講座として幅広く募集を行った結果、仕事の関係で簿記の知識を必要とする方から日商簿記検定試験を受験しようとしている方など幅広い層から受講者が集まり、午後六時半から二時間という夜間開催の講座にもかかわらず三十五名が受講。十月上旬の受講者の募集開始から申込締切日を持たずして定員枠を上回る人気ぶり、その反響の大きさに主催者側が驚かされるほどであった。

講師には、東北税理士会大河原支部の税理士 川田 正宣氏をお招きし、日商簿記検定試験三級程度の内容を全三回にわたって網羅する形で演習を含めてわかりやすくご講義いただいた。

尚、最終日の講義終了後は当会の四電 均支部長から受講者一人ひとりに修了証書が手渡され、盛会裏のうちに終了した。



視察研修を終えて
(社)仙南法人会柴田支部

(社)仙南法人会柴田支部では、去る9月20日から24日、インドネシアジャカルタに会員企業の海外進出の状況と海外の商事情について研修して参りました。

現地生産工場である「SSB生産工場」を視察。大きい企業であり、設計から製造、据付まで行い、主にプラント等の製造施工を行う企業であり、工場もかなり大きく、新規製造工場と修理工場を持つっており、工場は暑く汗が止まらなかつたが作業者は平然と仕事を進めていた。また、設計部門ではCADも使用されており日本と同じ環境での製造を行っている。

従業員の待遇面では、平均1箇月5〜6万円の給与であり、残業等が無ければ3万円程度であるようでした。

東北大江工業株式会社現地事務所はスナヤン地区にあり、ビル群が立ち並ぶ地区で、隣地には建築中のビルもあった。

大沼社長より経緯等の説明を受けた後、アドバイザーの笠原氏より、インドネシアで初めて開発された工業団地に

SSB生産工場が設立され、鉄製品会社であることから、ステンレス製品への進出を図るため東北大江工業と締結。現地は日本の20〜30年前のようであり、技術面でも日本を追いかけているようであった。

現地人の人間性は義理人情深く日本と似ているところが、フェイストフェイスで互いに顔の見える交渉が必要であるとのこと。

H23年12月20日に販売、輸出入で法人申請、28日許可を受けた。

日系企業へマーケティングしており、在地企業5社と交渉、4社からの引き合いがあった。現地生産における技術面での差が大きいようである。

また、インドネシアには、ジャカルタジャパンクラブがあり、日本より約1,000社12,000人が在住している。

日本と比べると人件費面での優位性はあるものの、日本人の綿密性、器用さが欠けているような感じが伺えた。

工場見学を終え、ジャカルタからバリ島に向けフライト、バリ島の風土の勉強をして参りました。



SSB 生産工場 工場内の作業風景



インドネシア ジャカルタの工場団地 SSB 生産工場

事業報告 2
— 社会貢献事業 —

一、税知識の普及・育成事業

【租税教室の開催】

① 小学六年生の児童を対象とした租税教室の開催

◆ 白石市立深谷小学校 12月6日

◆ 柴田町立東船岡小学校 12月17日

◆ 大河原町立大河原南小学校 12月18日

◆ 川崎町立川崎小学校 1月24日

◆ 角田町立横倉小学校 1月30日

② 税に関する絵はがきコンクール
小学六年生の児童を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の作品募集中

二、震災支援事業

① 被災地復興応援研修会

日時 9月27日

被災から復興に向かう石巻の現状を「石巻観光ボランティア会長斎藤敏子氏」の案内で石巻市内から沿岸部を視察し、瓦礫の積載所・被災家屋を視察した。また、視察時に石巻観光ボランティア協会へ義捐金を贈呈した。

② 工場見学並びに(社)村山法人会女性部会との交流会

日時 24年10月26日

— 社会貢献事業 —

女性部会節電活動（いちごプロジェクト）の一環として、

当会会員でLED照明器具を製造しているアイリスオーヤマ角田工場、仙南みらい工房

ビッセン工場・仙南シンケンファクトリーを見学、村山法人会女性部会会員との情報交換を行った。（参加者37名）

三、その他社会貢献活動

① 支部イベントへ積極的に参加
当会各支部では、各地区のイベントに積極的に参加、「税金のPRコーナー」を設置し、法人会のPR活動を行いました。

◆ 村田支部 24年10月19日
陶器市にて税金展開催

◆ 川崎支部 24年10月21日
かわさき商工まつり

◆ 柴田支部 24年10月21日
しばた産業フェスティバル

◆ 蔵王支部 24年10月21日
蔵王町産業まつり

◆ 白石支部 24年11月3日～4日
市内産業展示会

◆ 丸森支部 24年11月14日
署長講演会

なお、各支部の会場には千葉芳信大河原税務署長及び高野橋法人課税第一部門統括官も参加し「税のPR」に努めていただきました。



LED 照明器具工場見学



被災地復興応援研修会



柴田町立東船岡小学校



租税教室（青年部会）

白石市立深谷小学校



租税教室（女性部会）



大河原町立大河原南小学校

**第二回
「市内産業展示会」
で当会事業をPR!**

去る十一月三日(土)・四日(日)の両日、第二回「市内産業展示会」がホワイトキューブを会場に開催され、当会白石支部もブースを出展して事業PR等を行った。

この事業は白石商工会議所工業部会の主催により会員企業間での情報交換や勉強会の場として昨年度初めて小十郎の郷を会場に開催されたが、今年はより多くの方々に白石市内の事業所を知ってもらおうと白石市農業祭の会場の一部を借りての開催となった。(今回は当会をはじめ、(株)きちみ製麺、(株)佐藤重機修理、(株)ヴィ・クルー、はたけなか製麺(株)、(株)不忘印刷所、N T T 東日本宮城支店、山田乳業(株)、(有)森昭、(有)仙加苑、蔵王酒造(株)、(資)佐藤清治製麺、(有)大庭スポーツの計十三社が参加し、パネルを使った事業紹介スペースのほか、企業プレゼンテーション、クイズに答えて豪華賞品が当たる抽選会等が行われた。)

今回、当会ブースでは「税の絵はがきコンクール入賞作品」のパネル展示・現金一億円(レプリカ)で実際の札束の重みを体感するコーナー、税に関する冊子の配布等を中心に、四竈均支部長をはじめ当会役員スタッフが来場者に正しい税の知識を周知すべく熱心に事業PRを行った。

末筆ながら、今回のブース出展に当たり全法連様・大河原税務署様はじめ多大なるご協力を頂いた皆様に本紙をお借りして御礼申し上げます。



税金展 (村田支部)



市内産業展示会



税金展 (村田支部) 陶器市



川崎商工まつり





蔵王町商工まつり



しばた産業フェスティバル

社団法人仙南法人会 インターネットセミナーのご案内

仙南法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.sennanho.or.jp/>



会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

※画像はイメージとなります。

ID・パスワードは

会員ID:hj1219 パスワード:5372

事業報告 3

税務等研修会

◇新設法人説明会

日時 24年12月20日(木)

10時30分～12時

場所 仙南建設会館(大河原町)

出席者 8社(8名)

講師

大河原税務署法人課税第一部門

統括国税調査官 高野橋正俊

総括上席調査官 佐々木 治

法人会作成の新設法人用ビ

デオを上映後「新設法人のた

めの会社の税金ガイドブック

等全国法人会総連合作成の資

料や税務署作成の参考資料を

基に実務的な説明が行われた。

◇改正税法説明会

日時 24年9月11日(火)

13時30分より

場所 仙南建設会館(大河原町)

出席者 21社(22名)

講師

大河原税務署法人課税第一部門

統括国税調査官 高野橋正俊

総括上席調査官 佐々木 治

仙南優法会との共催

平成24年度税制改正のあらま

し、主に法人税並びに消費税の

改正点について説明された。

◇年末調整説明会

日時 24年11月15日

場所 えぞこホール(大河原町)

参加者 午前・午後304社

日時 24年11月16日

場所 ホワイトキューブ(白石市)

参加者 午後165社

講師

大河原税務署法人課税第一部門

源泉担当上席国税調査官ほか

給与所得に係る年末調整の

仕方と源泉徴収簿の記入要領

についてスライドを交えて説

明がされました。なお、源泉

徴収高計算書及び支払調書合

計表についてはe-Taxによ

る提出方の説明がありました。

◇法人税申告等に係る説明会

日時 24年12月20日(木)

13時30分より

場所 仙南建設会館(大河原町)

出席者 24社(25名)

講師

大河原税務署法人課税第一部門

統括国税調査官 高野橋正俊

総括上席調査官 佐々木 治

会社の法人税申告へのアプ

ローチ、決算申告の実務・決

算申告に係る留意点ほか、更

生の請求の期間延長なども併せて説明がありました。



新設法人説明会



改正税法説明会



法人税申告等に係る説明会

新入会員紹介

—平成二十四年一月以降—

当法人会の事業活動にご理解をいただき、入会された優良企業の皆さんです。よろしくお願いたします。法人会は異業種交流の場です。交流を通じてビジネス感性や経営感覚を磨きます。(順不同・敬称略)

●大河原支部

(有)三和物流

(株)菊地電機

●柴田支部

(株)5 大沼

●角田支部

(有)渡辺ファーム

(株)とくら

●白石支部

(株)ワガツマ

(有)紅屋商店

(株)エスシー

(株)コンフォート

●川崎支部

(株)フォレスト高橋

(株)オバラ不動産

(株)まるみつ

●蔵王支部

(有)高沢美装サービス

小浦 正増 (貨物運送業)

菊地 厚志 (電気工事業)

飯沼 弘章 (建設設計事務所・古物販売)

渡辺 博 (酪農業)

井上 敬介 (建設・土木業)

我妻 幸治 (建築板金業)

小野 六郎 (化粧品・手芸品販売)

木須 芳枝 (社会福祉業)

佐藤 浩 (建築工事業)

高橋 忠好 (林業)

小原 俊則 (不動産業)

岸 久 (旅館業)

大宮文麿 (林業)

大沼永太郎 (食品製造業)

高沢 忠信 (塗装業)



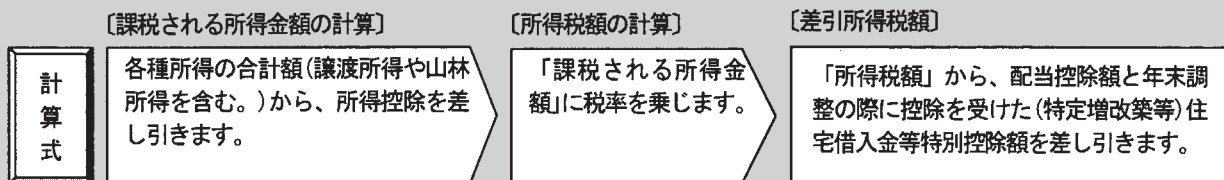
給与所得者の確定申告

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税が精算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

平成24年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成25年2月18日(月)から同年3月15日(金)までです。還付申告については、平成25年2月15日以前でも相談及び申告書の受付を行っています。

確定申告が必要な方

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税の確定申告が必要です。



- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える
- ② 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)との合計額が20万円を超える
 ※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。)を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- ④ 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与の他に、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた
- ⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている

確定申告による所得税の納期限は平成25年3月15日(金)です。納期限までに現金に納付書を添えて金融機関(日本銀行歳入代理店)又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。納付書は税務署又は所轄の税務署内の金融機関に用意してあります。

なお、金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

その他、期限内申告に係る所得税については、指定した金融機関の口座から自動的に納税額が引き落とされる振替納税が利用できます。大変便利です。是非ご利用ください。

(注) 1 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

2 納付が法定納期限(平成25年3月15日(金))に遅れた場合又は残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

確定申告をすれば所得税が戻る方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のいずれかに当てはまり、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合 など

※ 給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得（退職所得を除く。）も申告が必要です。

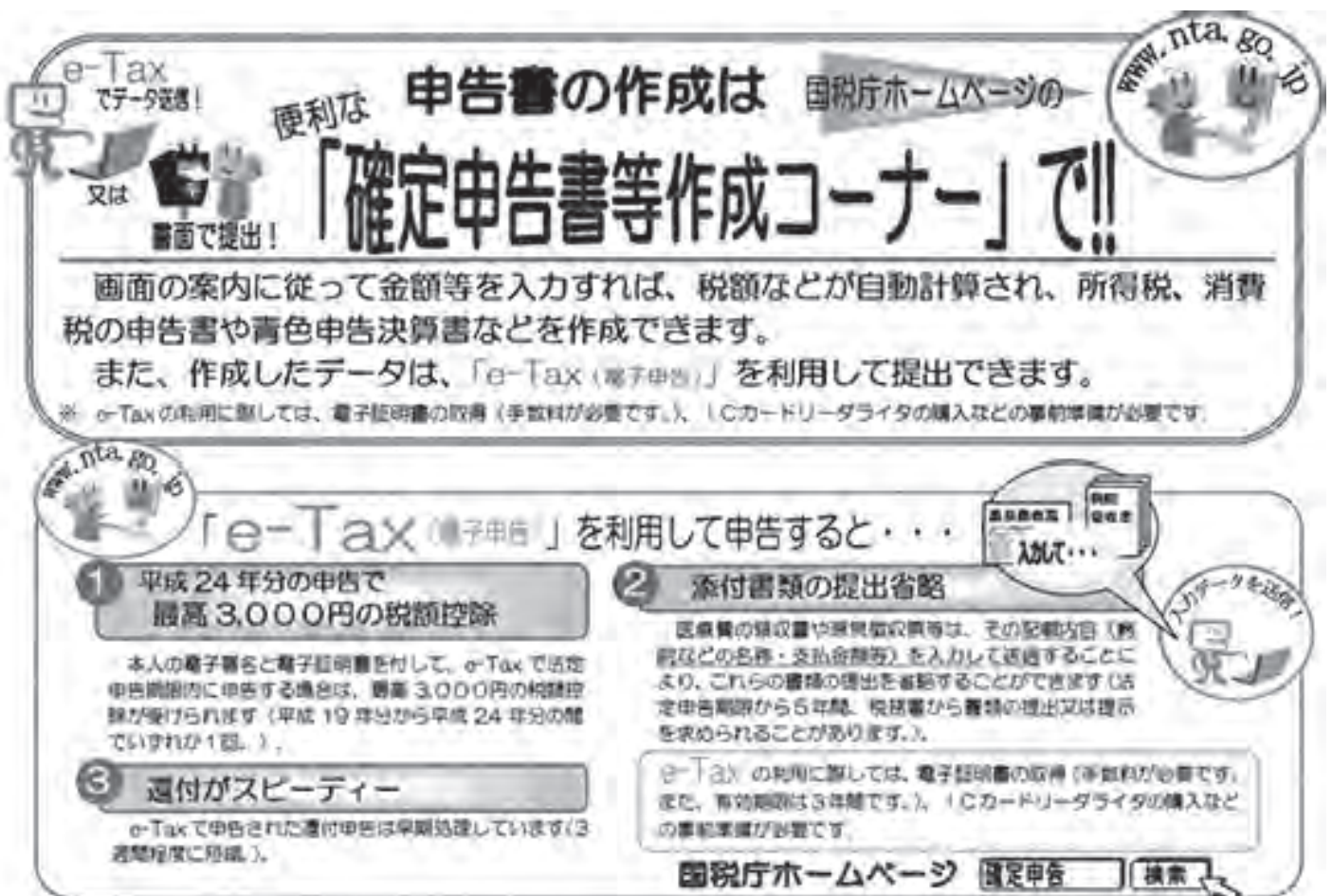
※ それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。

※ 還付金の受取りは預貯金口座への振込みを是非ご利用ください。

所得税の確定申告とは…

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

※ 日本国内に住所を持っているか、又は現在まで引き続いて1年以上居所がある方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、その全ての所得について所得税を納める義務があります。



便利に 申告書の作成は 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

※ e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

「e-Tax(電子申告)」を利用して申告すると…

- 1 平成24年分の申告で 最高3,000円の税額控除

本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで法定申告期限内に申告する場合は、最高3,000円の税額控除が受けられます(平成19年度分から平成24年度の間にいずれか1回。)
- 2 添付書類の提出省略

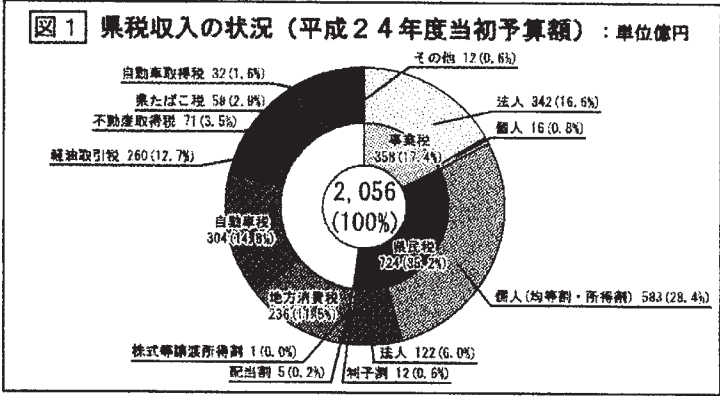
医療費の領収書や医療費控除等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- 3 還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮。)

国税庁ホームページ 確定申告 検索

給与所得者の個人住民税は、特別徴収 給与天引き で納めましょう！

県と市町村では、個人住民税の「特別徴収」を行っていない事業主の方へ、特別徴収への移行をお願いしています。平成25年度からは、特別徴収を行っていない事業主の方に対して、「特別徴収義務者」として指定を行い、給与天引きによる特別徴収を進めていきます。



個人の市町村住民税と個人住民税を合わせて「個人住民税」と呼んでいます。個人住民税は、住民の皆さんに対する行政サービスに必要な経費を住民の皆さんに広く分担していただくための税金で、市町村が徴収しています。個人住民税のうち、個人住民税は、宮城県の県税収入の28.4%を占める貴重な財源となっております。

個人住民税とは？

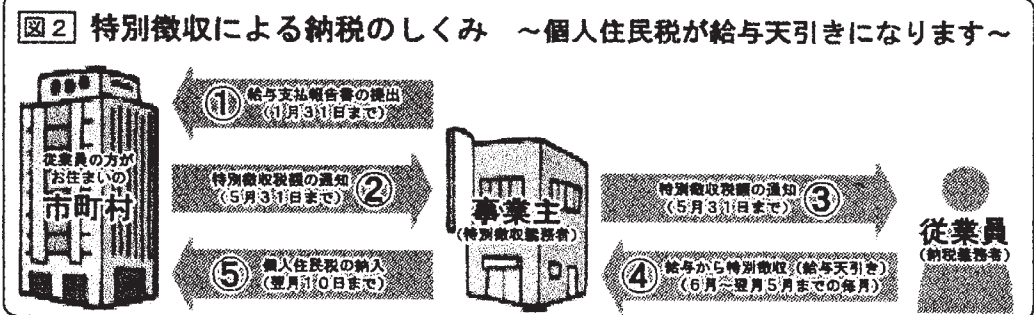
個人住民税とは、個人の市町村住民税と個人住民税を合わせて「個人住民税」と呼んでいます。個人住民税は、住民の皆さんに対する行政サービスに必要な経費を住民の皆さんに広く分担していただくための税金で、市町村が徴収しています。

個人住民税の納め方

給与所得者の個人住民税は、事業主（給与支払者）が給与から天引きして、従業員（納税義務者）に代わって市町村に納入する「特別徴収」をすることが、法律や条例により、義務付けられています（図2）。従業員数が少ないことや、経理担当者の業務繁忙などを理由として特別徴収を行わないことは認められていません。

特別徴収への移行を

県内では、本来、事業主の方が特別徴収により納めるべき個人住民税を、給与所得者の3割の方が、自ら直接窓口に向いて納付しているのが現状です。このような状況を改善するために、県では市町村と共同して、特別徴収を行っていない事業主の方へ「特別徴収義務者」になるよう



お願いしています。平成25年度からは、県内市町村で特別徴収義務者指定の手続きを進め、特別徴収への移行を進めていきます。特別徴収することにより、従業員の方には、納税のた

図3 従業員にはメリット大

- 納め忘れの心配がありません
納め忘れがなくなり、滞納や延滞金が発生する心配がありません。
- 窓口へ出向く手間がかかりません
納期ごとに金融機関や市町村窓口へ出向いて納付する手間がかかりません。
- 1回あたりの納付額が少なくなります
年12回に分けて給与天引きされるので、年4回納付書で納める場合に比べて、1回あたりの納付額が少なく負担感が小さくなります。

めに窓口へ出向く手間がなくなるなどのメリットがあります（図3）。事業主の方にも、従業員の方にも、特別徴収についての御理解と御協力をお願いします！

特別徴収の制度に関すること
 ① 県税課 TEL 022(211)2326
<http://www.pref.miyagi.jp/zeimu/>

特別徴収の手続きに関すること
 ② 従業員がお住まいの市町村
 （個人住民税の課税担当課）

法人会会員のみなさまに

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。



これからも
企業の繁栄を
サポートしつづける
経営者大型総合
保障制度です。



仙台支社/仙台市青葉区大町1-1-1
TEL 022-221-5486



AIU保険会社

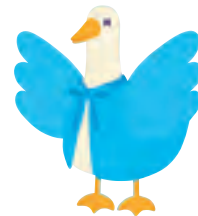
仙台支店/宮城県仙台市青葉区一番町2-10-17
(仙台一番町ビル5F) TEL 022-726-7551

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書
(契約概要)・注意喚起情報・ご契約の
しおり 約款を必ずごらんください。



謹んで新年のお祝詞を 申し上げます

おかげさまで、法人会がん保険制度は今年30周年を迎えます。
法人会の福利厚生制度の普及を通じ、
会員企業とそこご家族の皆様へ安心をお届けしてまいります。
本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



青いダック



まねきねこダック

アフラックは、「がん保険」も「医療保険」も
選ばれて契約件数NO.1

※平成23年版「インシュアランス生命保険統計号」より

■引受保険会社 (お問い合わせ先)



〒980-6122 仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F

法人会フリーダイヤル **0120-876-505**

受付時間 / 9:00~17:00 (土日祝日除く)

「よき経営者をめざすもの団体」それが法人会です。
正しい税務知識を身につけたい。
もっと積極的な経営をめざしたい。
そんな経営者の皆さんを支援する全
国組織です。
税のオピニオンリーダーとしての
活動はもとより会員の皆さんを支援
する各種の研修会、また、地域振興
や社会貢献など地域に密着した活動
を積極的に行っています。
異業種の人との出会いは新しい仕
事のつながりを生み出し、経営感覚
を磨き視野を広めることができます。
高齢化、国際化が進む今後の経済
社会を見据え企業会員の意見要望を
反映しながら、税のあるべき姿を検
討し、税制改正に関する提言をとり
まとめ大きな成果を挙げています。
仲間が多いほど大きな力となります。
青年部会、女性部会もありますの
で、お知り合いの事業所でもまだ会員
になっていない方がおありでしたら、
是非ご紹介ください。



未加入企業を
ご紹介ください
会員登録中